

国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農学研究院副院長及び工学研究院副院長</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農学研究院副院長 <u>又は農学府副府長</u> 及び工学研究院副院長 <u>又は工学府副府長</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	

附 則(平成29年4月1日細則第3号)
この細則は、平成29年4月1日から施行する。